



障害者権利条約総括所見の焦点

障害者権利条約総括所見（勧告）の焦点

佐藤 久夫

要旨 まずこの総括所見の勧告の全体像を把握するために、条約の第1条から33条までの勧告の要点を抽出した。その際できるだけ修飾句を取り除いて具体的な勧告ポイントは何かをみた。ついで、総括所見の直前の「建設的対話」での日本政府の回答を整理した。なお、総括所見を受けた後で、政府のスタンスは変わっている可能性もある。これらの権利委員会や日本政府の見解は、今後の法・政策の改正や自治体の障害者計画の見直しなどに活用できると思われる。さらに、生活、教育、労働の分野について「特別な場」の廃止を目指すよう促す勧告をどう見るか、そして権利委員会の役割などを背景を考察した。権利委員会はデータに基づいて日本がこれらの分野で条約とは逆行または停滞していると評価し、そのことを明確に指摘した勧告となった。日本政府に逆行・停滞の認識はないと思われる。

キーワード 障害者権利条約、総括所見、インクルージョン、特別支援教育、福祉的就労

はじめに

本稿は、まず総括所見の勧告の全体像を把握することを目的とした。とくに、長い修飾句を取り除いて勧告事項の具体的なポイントは何かをみた。ついで、総括所見の直前の「建設的対話」での日本政府の回答を条項ごとに整理した。ただし質問がなかったために回答がなかった条項もある。これらは法・政策の改正や自治体の障害者計画の見直しなどに活用できると思われる。

さらに、生活、教育、労働の分野について「特別な場」の廃止を目指すよう促す勧告をどう見るか、権利委員会の役割などの背景を考察した。

1 総括所見の勧告のポイント

表1は、総括所見の主な勧告である。

さとう ひさお
日本社会事業大学名誉教授

障害者権利委員会が指摘した、日本の条約実施をめぐる課題の全体像といえる。また2028年2月の日本の次回報告のポイントともなる。

総括所見では93項目の勧告が書かれているが、1つの勧告に2つ以上の内容を含むものもあり、この表では98項目となった。

訳語は主に外務省仮訳を用いたが、一部は日本障害フォーラム等関係者で一般的に使われているものを用いた（手話ではなく手話言語とするなど）。

2 「建設的対話」における日本政府の回答の要点

2022年8月22-23日の「建設的対話」での日本政府の回答の要点は表2のとおりであった。全国「精神病」者集団のサイト(<https://jngmdp.net/>)の長谷川唯氏による「建設的対話記録メモ」を参照した。また、2つの文書回答（英文、権利委員会のサイトの日本審査のページに載っている）も活用した。国連テレビの録画も

表1 国連障害者権利委員会 総括所見の主な勧告

第1～4条（一般原則及び義務）	第12条（法律の前にひとしく認められる権利）
・障害関連の法・政策を条約の人権モデルと調和させ、障害者を人権の主体と認識し、父権主義的アプローチをやめる。 ・すべての障害者に必要な支援を保障するため、医学モデルの障害認定制度を改める。 ・「心神喪失」、「精神錯乱」などの蔑称を改める。 ・「心身の故障」を理由とする欠格条項をなくす。 ・「インクルージョン」、「アクセシビリティ」などの正確な翻訳。 ・移動、コミュニケーションなどの支援の自治体間格差の解消。 ・国、自治体の政策協議への障害者を代表する団体の有意義な参加を確保する。 ・優生思想と闘い、その蔓延の法的責任の追及を目指し、津久井やまゆり園事件を見直す。 ・国・自治体、議会、司法、各種専門職の研修を強化し、条約への認識を高める。 ・選択議定書の批准。 ・条約23条4に関する解釈宣言の撤回。	・民法を改正し、意思決定を代行する制度を廃止し、法の前の平等を保障する。 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画を見直し、支援つき意思決定制度を設置する。 ・2017年の意思決定支援ガイドラインの「本人の最善の利益」という言葉を見直す。
第5条（平等及び無差別）	第13条（司法手続の利用の機会）
・障害者差別解消法を改正し、複合的差別および交差的差別を含める。 ・あらゆる分野で合理的配慮の拒否を差別として禁じる。 ・利用しやすい申立て・救済の仕組みの確保。	・被成年後見、施設入所、知的・精神障害を理由とする司法手続き参加の制限を廃止する。 ・すべての種類の障害者の司法における手続上の配慮及び年齢に適した配慮の確保。 ・裁判所、司法及び行政施設をユニバーサルデザインによりアクセスibleにする。
第6条（障害のある女性）	第14条（身体の自由及び安全）
・障害関連法政策でジェンダー平等を促進し、ジェンダー政策で障害を主流化する。 ・障害のある女性と少女をエンパワースするための具体的措置を講じる。	・障害者の機能障害または危険性を理由にした非自発的入院を認める法令の廃止。 ・障害者への同意のない精神科治療を認める法令の廃止とその監視制度の設置。 ・全ての障害者の医療において自由意思によるインフォームドコンセントを確保する。
第7条（障害のある子ども）	第15条（拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由）
・すべての障害のある子どもが一般の保育制度を利用できるよう法制度を改正する。 ・自己に影響する事について、障害のある子どもが意見を聴取される権利を確保する。 ・あらゆる環境での、子どもへの体罰、虐待、暴力の防止と保護。	・精神科病院における強制的な治療および虐待につながる拘束を認める法令の廃止。 ・精神科病院における強制治療及び虐待を防止するための独立した監視制度の設置。 ・精神科病院における、利用しやすい苦情申し立て、救済、处罚制度を設ける。
第8条（意識の向上）	第16条（捲取、暴力及び虐待からの自由）
・社会及びメディアにおける意識向上のための国家戦略を採用する。 ・意識向上のための取り組みとその評価への障害者の参加を確保する。	・すべての障害のある女性と少女への暴力に対する調査、通報、苦情、救済、处罚の制度の確保。 ・障害者虐待防止法を見直して教育、医療、司法の場を含め、救済制度を確立する。 ・虐待被害者が利用しやすい支援・情報・通報制度の確立と、関係職員の研修。 ・法務省の性犯罪に関する刑事法検討会への障害者団体の効果的な参加。
第9条（アクセシビリティ）	第17条（個人をそのままの状態で保護すること）
・ユニバーサルデザインを導入したアクセシビリティ行動計画の実施。 ・建築や情報通信分野の技術者に対する継続的な能力構築の取り組み。	・旧優生保護法のすべての被害者への明確な謝罪と適切な補償の実施。 ・障害のある女性への強制不妊手術及び強制的な中絶を明確に禁止する。
第10条（生命に対する権利）	第18条（移動の自由及び国籍についての権利）
・緩和ケアを含む障害者医療における意思・選好の表明権等、生命的権利の保障。 ・精神科病院における死亡事例の徹底的かつ独立した調査。	・精神・知的障害者の入国拒否を許容している入管法第5条を改正する。 ・有能な通訳者の確保などによる、入国管理庁における合理的な配慮と情報保障。
第11条（危険な状況及び人道上の緊急事態）	第19条（自立した生活及び地域社会への包摂）
・災害対策基本法を改正し、障害者のプライバシー及び無差別の権利を保障する。 ・避難所や仮設住宅等をアクセシブルで包摂的なものとする。 ・障害者団体の参加した防災・気候対策の計画・実施による地域社会の強靭化。 ・災害等の緊急事態に際してアクセシブルな情報を保障する。 ・仙台防災枠組2015-2030に従って、減災・気候対策を策定する。 ・新型コロナウイルス感染症対応や復興計画で障害者の権利を主流化する。	・施設収容の廃止に向け、予算を施設から地域に振り向け、迅速な措置をとる。 ・認知症者を含む精神障害者の無期限の精神科入院をやめるため、全ケースを見直す。 ・親依存生活の人やGH居住者を含め、どこで誰と暮らすかの選択を保障する。 ・脱施設化と地域自立生活のための国家戦略を設け、都道府県に実施義務を課す。 ・不足している地域の住宅やパーソナル・アシスタンスを含む支援サービスを整備する。 ・医学モデルの支給決定制度を、障壁とニーズの評価を含む人権モデルに切り替える。

次ページへ続く